目　次

整備及び検査関係

1、審査事務規程の改正について（第 61 次～第 63 次）……1
2、協定規則の採用に伴う道路運送車両の保安基準等の一部改正について…… 8
3、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」……14
　等の一部改正について
4、天然ガス自動車のガス容器の再有効期限の変更について……18
5、ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加……20
6、ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然防止……24
7、ブレーキ・ペダルの点検に関するお願い……30
8、車体・車枠の腐食によるバス事故が発生しています……31
9、離島における自動車に車検を受けられる期間の延長について……32
10、ご当地ナンバー（第 2 弾）の導入時期について……33
11、自動車整備士の人材不足対策として運輸支局長等による……34
　高等学校への訪問活動について
12、自動車整備作業中の事故防止について……37
13、自動車分解整備事業の認証を受けられた方へ……39
14、自動車検査証の有効期限及び定期点検の間隔に関する整理……44
15、検査標章の表示について……46
16、自動車検査の申請等における押印の取扱いについて……48
17、自動車分解整備事業者の処分状況について……49
18、検査関係 Q＆A……50
19、自動車検査法人からのお願いとお知らせ……56

整 備 及 び 検 査 関 係

1,審査事務規程の改正について(第61次～第63次)

プレスリリース
平成２６年３月６日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第６１次改正－

低速走行時側方照射灯の規定の新設及び制動装置、電気装置、乗降口、騒音防止装置、近接排気騒音の測定方法、自動車の用途等の区分の審査方法、改造自動車審査要領、並行輸入自動車審査要領等の改正

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、国土交通省における道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下、「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下、「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下、「適用関係告示」という。）の一部改正に伴い、審査事務規程の一部改正を行い、平成 26 年３月６日から施行するとともに、審査基準の明確化のため、関係する審査事務規程の一部改正を行い、平成 26 年４月１日（下記７．①については平成 26 年 10 月１日）から施行します。

また、改造自動車については、近年の自動車の技術の進歩などに伴いその内容が多様化しており、その取り扱いの詳細について、細分化が必要となっています。このため、今般、改造自動車審査要領の一部改正を行い平成 27 年４月１日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．衝突被害軽減制動制御装置の改正（審査事務規程4- 15、5- 15）

「衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第131号）」の採用に伴い、専ら乗用の用に供する乗車定員１０人以上の自動車であって車両総重量が５ｔを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が８ｔを超えるものについて、衝突被害軽減制動制御装置を備える場合の規定を改正します。

２．高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等に関する改正（審査事務規程4-24、5-24）

「水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則(第13号)」の採用に伴い、圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する車両総重量4.54ｔ未満の自動車の燃料装置に係る規定及び「圧縮天然ガス(CNG)を燃料とする自動車に係る協定規則(第110号)」の採用に伴い、ガス容器取り付けの安全性の規定を改正します。

３．電気装置の要件の改正（審査事務規程4－25、5－25）

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則(第 100 号)」の改正に伴い、原動機用蓄電池となる充電式エネルギー貯蔵システムについて規定を改正します。

４．乗降口の要件の改正（審査事務規程4－42、5－42）

「ドアラッチ・ヒンジに係る協定規則（第11号）」の改正に伴い、自動車の乗降口に備える扉に加えて、バックドア等通常は乗員が乗降口として使用しない扉であっても、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において乗員が車外放出されるおそれがないよう規定を改正します。

５．騒音防止装置の要件、並行輸入自動車審査要領及び近接排気騒音の測定方法の改正
（審査事務規程4－48、5－48、別添2、別添5- 2）
「騒音防止装置協定規則（第41号）」の採用に伴い、二輪自動車の騒音防止装置に係る規定を改正します。
また、加速走行騒音規制における取扱いを明確化します。

６．低速走行時側方照射灯の新設（審査事務規程4－62の2、5－62の2）
「後退灯に係る協定規則（第23号）」の改正に伴い、低速走行時側方照射灯に関する基準が新設されたことに伴い、規定を新設します。

７．明確化に伴う審査事務規程本則の改正
① 自動車の用途等を貨物自動車に変更する際の取り扱いについて、明確化を図ることとします。
② 軽合金製ディスクホイールの堅ろう性について、現在の取り扱いの他に適合するものとして認められるものを追加します。
③ 車輪に取り付ける装飾品や車輪を固定する装置でプロペラ状のものについて、その取り扱いの明確化を図ることとします。

８．明確化に伴う改造自動車審査要領の改正
① 改造自動車審査要領により取り扱う改造自動車の範囲において、装置毎の詳細な改造例について、明確化を図ることとします。
② 改造自動車審査要領により取り扱う改造自動車の範囲において、装置毎の新設又は追加について明確化を図ることとします。
③ 改造自動車審査要領により取り扱う改造自動車の申請の届け出先について、現在検査部を届け先としている一部の改造に関しては、届け出先を事務所でも良いこととします。

９．その他
その他の協定規則等の改正に伴う規定の改正及び表現の適正化を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）
「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　　０３－５３６３－３３４７

５－11 走行装置

５－11－１ 性能要件（視認等による審査）

(1)　自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項）

①～⑧　（略）

(2)　軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第11条第１項、細目告示第89条第３項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3,500kg以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員１０人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、細目告示別添２「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくＪＷＬマーク

② 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、細目告示別添２「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくＪＷＬ－Ｔマーク

③ 自動車製作者を表すマーク（自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。）

④ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員１１人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）又は車両総重量4.54ｔ以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、米国自動車技術協会が定めるＳＡＥマーク（ＳＡＥ Ｊ２５３０の鋳出し又は刻印等）

⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等

(3)　（略）

プレスリリース
平成２６年７月１０日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第６２次改正－

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正に伴う審査事務規程の一部改正を行い、平成 26 年 7 月 10 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．リヤオーバーハングに係る基準の明確化（4-26、5-26）

専ら車両を運搬する構造の自動車について、その最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（リヤオーバーハング）が最遠軸距（ホイールベース）の 3 分の 2 以下であることを規定します。

２．小型コミュニティバスの車両構造要件等（4-42、4-99、5-42、5-99）

① 乗降口の踏段について

乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5 トン以下のものに備える乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効高さ等の改正を行います。

② ワンマンバスの構造要件について

ワンマンバスの構造要件が適用される自動車の範囲を見直し、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5 トンを超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車とします。

また、ワンマンバスの構造要件について、明確化を図るための改正を行います。

３．車幅灯の照明部の下縁の高さについて改正します。（4-63、5-63）

４．ビルトインチャイルドシートを備える自動車の乗車定員（4-103、5-103）

協定規則第 44 号の技術的な要件に定める基準に適合する年少者用補助乗車装置であって専用として車両に予め取り付けられているもの（ビルトイン装置）を備える自動車について、乗車定員の算出方法を規定します。

５．並行輸入自動車審査要領（別添 2）

技術基準等適合証明書の様式を例示するほか、所要の改正を行います。

６．その他、呼称変更など所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

４－26－１ (7) （略）

⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車（積載した車両の車輪を支持する床板、道板又は車輪支持枠等の床面を有し、かつ、積載した車両を確実に固定できる緊締装置が取り付けられる構造の自動車をいう。4-26及び5-26において同じ）であって、次に掲げる要件を満たすもの

５－26 車枠及び車体

５－26－１ 性能要件（視認等による審査）

(1)～(6) （略）

(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。）は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の２分の１（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては３分の２、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条第１項第３号関係、細目告示第178条第６項）

(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。（細目告示第178条第７項）

① 物品を積載する装置を有しない自動車

② 物品を積載する装置が次に該当する自動車

ア タンク又はこれに類するもの

イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

③ その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車

④ バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの

⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。

イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面（複数階式の荷台を有する自動車にあっては各階の荷台床面。ただし、最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下の床面を除く。）から45cm以上のものであること。

ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあっては、側煽の高さが（煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。）荷台床面（自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあっては連結装置中心）から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。）から15cm以下のものであること。

プレスリリース
平成２６年１０月３０日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第６３次改正－

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正に伴う審査事務規程の一部改正を行い、平成 26 年 10 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです（詳細については別添「新旧対照表」を参照）。

１．安定性の基準の改正（審査事務規程4－6、5－6）

最大安定傾斜角度について積車状態の重心の高さが空車状態の重心の高さ以下の自動車にあっては、空車状態の転覆角度が30°以上であればよいことと改正します。

２．応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置の要件の規定

（審査事務規程 4－11、4-106、5－11）

「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 64 号）」の採用に伴い、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に応急用スペアタイヤ、ランフラットタイヤ等又はタイヤ空気圧監視装置を備える場合に適合しなければならない要件を規定します。

３．識別表示の要件の改正（審査事務規程4－12、5－12）

「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）」及び「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等にかかる協定規則（第 60 号）」の採用に伴い、自動車に備える操縦装置の識別表示について規定を改正します。

４．かじ取装置の要件の改正（審査事務規程4－13、4-106）

「かじ取装置に係る協定規則（第79号）」の採用に伴い、かじ取装置の要件について規定を改正します。

５．制動装置の要件の改正（審査事務規程4－15、5－15）

「トラック・バスの制動装置に係る協定規則（第13号）」の採用に伴い、制動装置の要件について規定を改正します。

６．運転者席の直接視界の要件の改正（審査事務規程4－33、5－33）

「自動車の運転に必要な直接視界に係る協定規則（第 125 号）」の採用に伴い、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車の運転に必要な視野範囲の要件を規定します。

７．自動車の窓ガラスへの安全ガラス装備範囲の拡大（審査事務規程 4－46、5－46）

「窓ガラスに係る協定規則(第 43 号)」の採用に伴い、全ての窓ガラス（最高速度 25km/h 以下の自動車を除く）への安全ガラスの装備が義務付けられます。

８．灯火器等の視認角緩和条件の改正（審査事務規程4－63、64、65、66、67、69、71、72、73、76、79、5－63、64、65、66、67、69、71、72、73、76、79）

細目告示の改正に伴い、車幅灯、前部上側端灯、前部反射器、側方灯、側方反射器、尾灯、駐車灯、後部上側端灯、後部反射器、制動灯及び方向指示器について視認角を緩和する際の条件として、現在、車幅灯及び方向指示器にあっては、下縁の高さが地上750㎜未満、その他の灯火が上縁の高さが地上750㎜未満としているところを灯火器等の基準中心を含む水平面の高さが地上750㎜未満に統一するよう規定を改正します。

９．車線逸脱警報装置の要件の新設（審査事務規程4－87の2、5－87の2）

「車線逸脱警報装置に係る協定規則（第 130 号）」の採用に伴い、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに車線逸脱警報装置を備える場合にあっては協定規則に適合しなければならない旨要件を規定します。

10. その他

平成26年10月9日付け保安基準等の一部改正及び協定規則等の改正に伴う規定の改正のほか、審査方法の明確化、誤記訂正等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　　０３－５３６３－３３４７

2,協定規則の採用に伴う道路運送車両の保安基準等の一部改正について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 26 年 6 月 10 日
自　動　車　局

国連の「窓ガラスに係る協定規則」、「かじ取装置に係る協定規則」等を国内基準に導入し、関係省令・告示等を改正します。

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「窓ガラスに係る協定規則(第43号）」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第60号)」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第64号）」及び「かじ取装置に係る協定規則（第79号)」を国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号)」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号)」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号)」等を改正し、公布・施行しますのでお知らせします。

（改正の詳細は別紙参照）

問い合わせ先
自動車局　技術政策課：　猶野、笠井
電話 03-5253-8111（内線 42255）
03-5253-8591（直通）
FAX　03-5253-1639
自動車局　審査・リコール課：　野原
電話 03-5253-8111（内線 42313）
03-5253-8596（直通）
FAX　03-5253-1640

別紙

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところであり、今般、新たに「窓ガラスに係る協定規則(第 43 号）」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第 60 号)」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則(第 64 号）」及び「かじ取装置に係る協定規則（第 79 号)」を採用することといたしました。

これを受けて、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号)」、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号)」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号)」等の一部を改正することとします。

これらの改正により、車両安全対策が強化されるとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることに伴う効率的な車両安全対策の推進が期待されます。

２．改正概要

（１）保安基準等の改正

① 窓ガラス（保安基準第 29 条、細目告示第 39 条、第 117 条、第 195 条関係）

「窓ガラスに係る協定規則（第 43 号)」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【改正概要】

○ 自動車の窓ガラスについて、安全ガラス※1 の装備を義務づける自動車の適用範囲及び安全ガラスとするべき窓ガラスを次のとおり改正します。

現　　行	改　正　後
全ての窓ガラス（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、前面ガラスのみ）は、安全ガラスでなければならない。	全ての窓ガラス（最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）は、安全ガラスでなければならない。

○ 自動車の前面ガラスについて、合わせガラス※2 の装備を義務づける自動車の適用範囲を次のとおり改正します。

現　　行	改　正　後
合わせガラスを装備すること。（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除	合わせガラスを装備すること。（最高速度四十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）

く。）	

※1　安全ガラスとは、衝突等により損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が負傷するおそれの少ないガラスをいう。
※2　合わせガラスとは、安全ガラスのうち、損傷した場合において運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないガラスをいう。

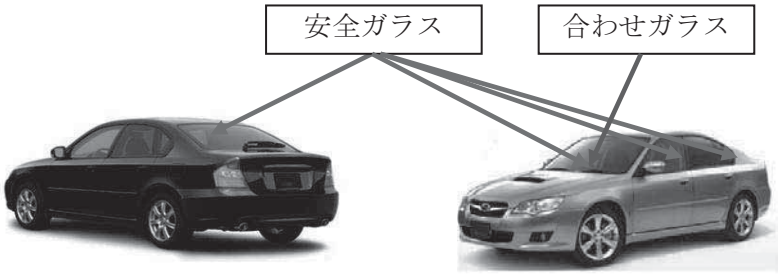

【適用時期】
新型車　　：平成 29 年 7 月 1 日
継続生産車：平成 31 年 7 月 1 日

② 操縦装置（細目告示第 12 条、第 90 条、第 168 条関係）
「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 60 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】
○ 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）

【改正概要】
○ 現在、二輪自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としているところですが、今後、協定規則第 60 号に合わせた識別表示を行うよう義務付けることとします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。

（参考）識別表示等の例

方向指示器

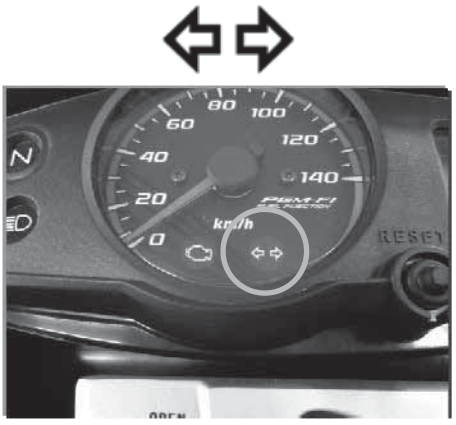

警音器

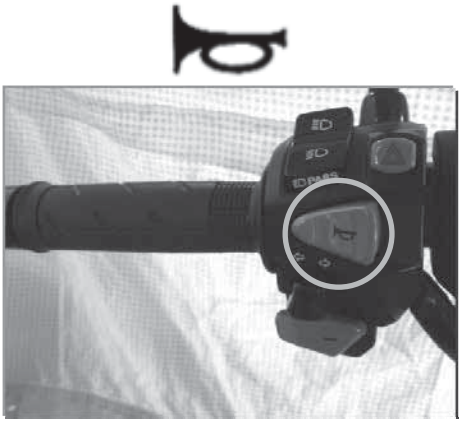

【適用時期】
平成 29 年 7 月 1 日以降に製作される自動車

③ 応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置（細目告示第 11 条、第 89 条、第 167

条関係）

「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 64 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のもの

【改正概要】

○　上記適用範囲の自動車に応急用予備走行装置（応急用スペアタイヤ、ランフラットタイヤ等）又はタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧を監視し、必要な場合に警報する装置）を備える場合に適合しなければならない要件を定めます。

○　応急用予備走行装置については、制動性能、タイヤの負荷能力、設計速度、表面の色等の要件を規定します。

○　タイヤ空気圧監視装置については、タイヤの低空気圧の検出、装置の異常の検出、警報の表示等の要件を規定します。

※　ランフラットタイヤとは、低空気圧状態でも基本的な走行性能が得られるようタイヤの側面を補強するなどの対策が施されたタイヤをいう。

応急用予備タイヤ

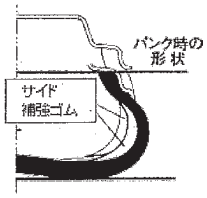

ランフラットタイヤ

タイヤ空気圧監視装置

【適用時期】

平成 30 年 2 月 1 日以降に製作される自動車

④　かじ取装置（細目告示第 13 条、第 91 条、第 169 条関係）

「かじ取装置に係る協定規則（第 79 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

【改正概要】

○　上記適用範囲の自動車のかじ取装置は、以下の要件に適合するものでなければならないこととします。

- 定められた速度で、かじ取装置に異常な振動がなく、半径 50m のカーブを通過できること。
- 定められた走行試験により、かじ取装置の操作に要する力を測定した際に一定の操作力以下であること。この際、正常な状態及び欠陥を生じた状態のそれぞれにおいて、求められる要件を満たす必要があります。
- 高度な運転支援を行うかじ取装置の制御装置については、その機能に応じて、連続的な制御により駐車支援等を行う自動命令型と、断続的な制御に

より車線維持支援等を行う補正型に分類するとともに、かじ取装置の基本性能にいかなる悪影響も及ぼさないこと、常に運転者の意図的な操作が優先されること、自動命令型の制御装置にあっては 10km/h の速度制限等の要件を規定します。

- その他、かじ取装置に係る定性的な要件、警告信号等についての技術的な要件。

【適用時期】

（上段：新型車、下段：継続生産車）

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの	-	平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの	5t 以下	平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 1 日
	5t 超	平成 29 年 7 月 1 日 平成 31 年 7 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）	12t 以下	平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 1 日
	12t 超	平成 29 年 7 月 1 日 平成 31 年 7 月 1 日
被牽引自動車	-	平成 29 年 7 月 1 日 平成 31 年 7 月 1 日

⑤　その他

○　年少者用補助乗車装置（細目告示第32条、第110条、第188条関係）に関し、協定規則第129号の改正に伴い、幼児の誤操作によりチャイルドシートへの拘束が解除されることを防止するため、幼児を拘束するベルトの解除力を定めます。

○　安定性（細目告示第８条、第86条、第164条関係）に関する基準のうち転覆角度の要件について、空車状態の転覆角度が35°以上と規定していましたが、積車状態の重心の高さが空車状態の重心の高さ以下の自動車にあっては、空車状態の転覆角度が30°以上であればよいこととします。

○　その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

（２）装置型式指定規則の改正

応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則、二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則、かじ取装置に係る協定規則及び窓ガラスに係る協定規則の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類）、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。また、誤記訂正、項目の整理等に伴う所要の改正を行います。

【改正概要】

○　第２条（特定装置の種類）関係

「応急用予備走行装置」、「タイヤ空気圧監視装置」、「二輪自動車の操作装置」、「かじ取装置」、「窓ガラス」を追加します。

○　第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

・「応急用予備走行装置」及び「タイヤ空気圧監視装置」は応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、「二輪自動車の操作装置」は二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則に基づき認定されたものについて、「かじ取装置」はかじ取装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「窓ガラス」は窓ガラスに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。

・「前照灯」等一部の装置について、協定規則と整合を取るため、経過措置について所要の変更を行います。

○　第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式について、「応急用予備走行装置」、「タイヤ空気圧監視装置」、「二輪自動車の操作装置」、「かじ取装置」、「窓ガラス」は a≧８とします。

単位：ミリメートル

３．公布・施行日

公布：平成 26 年 6 月 10 日

施行：公布の日

※ＥＣＥ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov13.html

3,「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 26 年 10 月 9 日
自　動　車　局

「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「方向指示器に係る協定規則（第6号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」、「電波障害防止装置に係る協定規則（第10号）」、「停止表示器材に係る協定規則（第27号）」等に関し、相互認証協定に定める規則改定手続きを経て、国内基準に導入することとしました。

このため、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

（改正の詳細は別紙参照）

問い合わせ先
自動車局環境政策課　：後藤、新保
技術政策課　：村井、東海
審査・リコール課　：野原
環境政策課　：03-5253-8111（内線 42532）、直通 03-5253-8604
技術政策課　：03-5253-8111（内線 42255）、直通 03-5253-8591
審査・リコール課　：03-5253-8111（内線 42313）、直通 03-5253-8596

別紙

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、我が国は平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、我が国が採用している「方向指示器に係る協定規則（第 6 号)」、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号)」、「電波障害防止装置に係る協定規則（第 10 号）」、「停止表示器材に係る協定規則（第 27 号)」等の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 162 回会合において採択されており、今後、相互承認協定に定める規則改定手続きを経て、平成 26 年 10 月 9 日に当該改正案が発効される予定となっております。

これを受けて、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号)」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号)」(以下、「細目告示」という。）等の一部を改正することとします。

これらの改正により、車両安全対策が強化されるとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることに伴う効率的な車両安全対策の推進が期待されます。

２．改正概要

（１）装置型式指定規則の改正

電波障害防止装置に係る協定規則、停止表示器材に係る協定規則の改訂に伴い、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

【改正概要】

○　第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

・「電波障害防止装置」及び「停止表示器材」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

（２）細目告示の改正

①　方向指示器（別添 73 関係）

「方向指示器に係る協定規則(第 6 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○ 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送に供する自動車及び被牽引自動車に備える方向指示器（種別 1、1a、1b、2a 又は 2b に限る。）に適用します。

【改正概要】

○ 自動車の前部又は後部に備える方向指示器（種別 1、1a、1b、2a 又は 2b に限る。）について、一定の要件を満たすものに限り、連鎖式点灯※（シーケンシ

ャル点灯）により点滅することができることとします。
※連鎖式点灯とは、灯火の個々の光源が予め決められた順序で点灯するように配線された接続により点灯することを指す。

【適用時期】
施行日より適用します。

② 車幅灯、制動灯（細目告示第 134 条、第 212 条、別添 58、別添 70 関係）
「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】
○ 自動車に備える車幅灯及び制動灯に適用します。（従前から変更なし。）

【改正概要】
○ 前部霧灯と兼用の車幅灯の最大光度値について、前照灯に組み込まれた車幅灯の最大光度値と同等であることを明確化します。
○ 後部上側端灯と兼用の制動灯について、双方が同時に点灯した時の光度は、後部上側端灯のみを点灯した時の光度に対し５倍以上であることとします。

【適用時期】
施行日より適用します。

③ 電波障害防止装置（細目告示第 21 条、第 99 条関係）
「電波障害防止装置に係る協定規則（第 10 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】
○ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものに限る。）に備える電気装置に適用します。

【改正概要】
○ 電気自動車等の充電システムについて、ESA（車載用電気電子部品）から発生する電源ラインにおける高周波放射、電圧変化等のエミッションに関する試験手法の規定を追加します。
○ 電気自動車等の充電システムについて、電源ラインに沿って伝導するサージやバースト等に対する ESA のイミュニティに関する試験手法の規定を追加します。

【適用時期】
平成 29 年 10 月 9 日以降に新たに型式の指定を受ける自動車に適用します。

④ 停止表示器材（細目告示第 66 条、第 144 条、第 222 条、別添 77 関係）
「停止表示器材に係る協定規則（第 27 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】
○ 車中に常備し、昼間・夜間を問わず、停車中の車両があることを知らせるために、車道上に置く特定の停止表示器材に適用します。

【改正概要】
○ 従来の再帰性反射装置と蛍光材料からなる装置（ﾀｲﾌﾟ 1）に加え、蛍光再帰性反射材料のみからなる装置（ﾀｲﾌﾟ 2）を追加します。

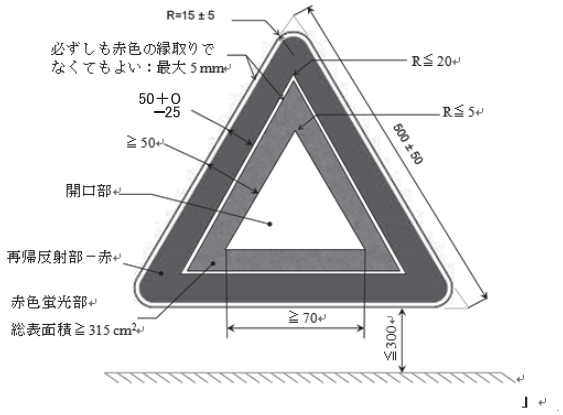

ﾀｲﾌﾟ 1

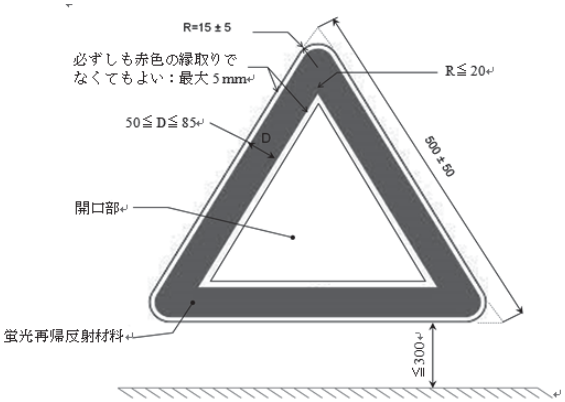

ﾀｲﾌﾟ 2

○ 蛍光再帰性反射材料のみからなる装置の追加に伴い、色度範囲の見直しを行うと共に、試験条件を染色の耐候性試験条件（ISO105-B02）からプラスチックの耐候性条件（ISO 4892-2）に変更します。

【適用時期】

施行日より適用します。

⑤ その他

○ その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

３．公布・施行日

公布：平成 26 年 10 月 9 日

施行：公布の日

※ＥＣＥ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar14.html

4,天然ガス自動車のガス容器の再有効期限の変更について

2014. 6

一般社団法人 日本ガス協会

天然ガス自動車のガス容器の再検査有効期限が変更になりました！

２年１ヶ月 ⇒ **２年２ヶ月**

2014.3.31 改正

2014.3.31 以降再検査を実施した車両から適用

車検時にガス容器の有効期限を確認してください！

天然ガス自動車は，車検時にガス容器の有効期限を確認することが

保安基準で義務付けられています。

有効期限の確認方法

次回の定期点検・車検実施日以降か確認！

【様式第３の確認箇所】 ※

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	２本
充填可能期限	2029年３月31日
検査有効期限	2018年３月31日
最高充填圧力	20MPa
車体番号	EE100-123456

2014年４月１日容器検査合格(製造)例

【様式第４の確認箇所】 再検査実施車両に貼付されている。

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	2019年10月９日	東-9999
再検査日	2017年８月10日	

様式第３　　様式第４

・様式第３のみが貼付されている車両:
様式第３で確認します。

・様式第３と様式第４が貼付されている車両:
様式第４で確認します。

※ 2014.7.1以降に貼付する様式第３には
この項目の追加が必要です。

天然ガス自動車が車検時に保安基準に適合するには、ガス容器の有効期限が車検実施日以降でなければなりません。 **ガス容器の有効期限 ＞ 車検実施日**

充てん口近くに貼付された「車載容器総括証票（様式第３)」の検査有効期限または「容器再検査合格証票（様式第４)」の再検査有効期限により確認します。

検査有効期限または再検査有効期限が切れていると、ガスの充てんができず、また車検も通りません。次回の定期点検・車検の実施日の前に検査有効期限または再検査有効期限が切れる車両を発見した場合は、**車両ユーザーへガス容器の再検査を実施するようお願いしてください。**

なお、ガス容器の再検査が実施できるのは、各都道府県に登録された容器検査所のみです。

【参考：ガス容器の再検査と車検の関係】

ガス容器の再検査は車検と併せて実施すると期限切れが防げます。ガス容器の検査有効期限または再検査有効期限が切れていると、ガスの充てんができず、また車検も通りません。

- 容器の再検査は検査有効期限内に実施して下さい。
  - ・ 初めての再検査 ： 製造時の容器検査合格日から**4年以内**
  - ・ 2回目以降の再検査 ： 前回検査日から**2年2ヶ月以内**
- 容器の充てん可能期限は、製造時の容器検査合格日から**15年**です。容器附属品（元弁、安全弁）の使用限度も**15年**です。
- **検査有効期限や再検査有効期限が切れないよう**に再検査を実施して下さい。
- 充てん可能期限（15年）以降も引き続きお車を使用される場合は**新しい燃料ガス容器への交換**が必要です。

乗用車での例：**3年目の初回車検時にガス容器の再検査を実施すれば、2年後の車検までガス容器の有効期限が切れることはありません。**以降2年毎の車検時に容器再検査を実施しても同様です。

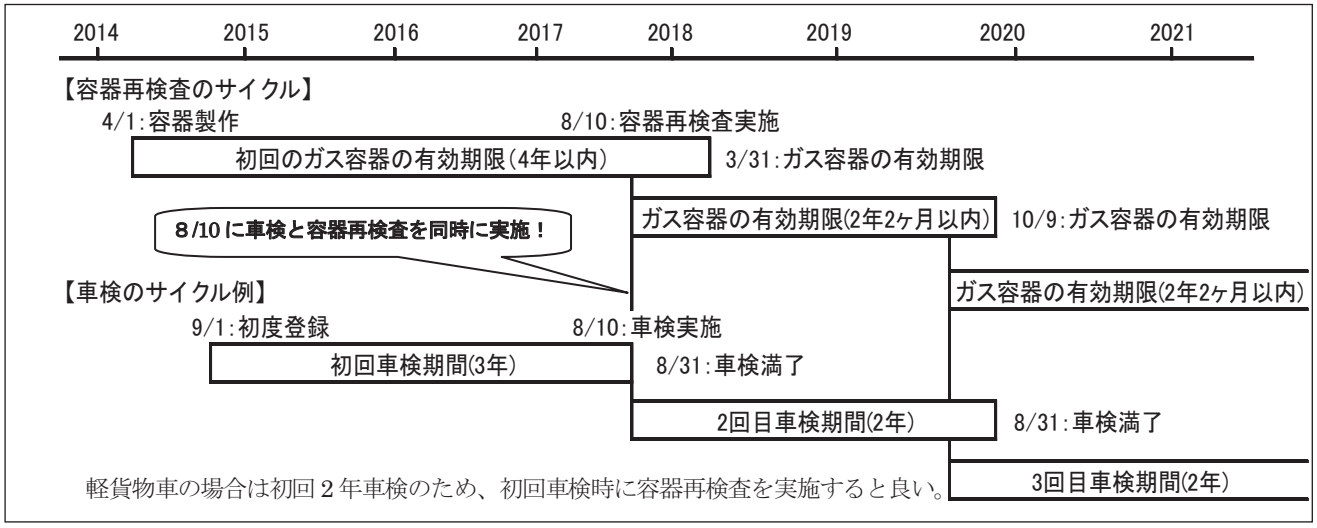

- 再検査方法：車載状態、ガス圧力12MPa以上にて、

  対象は容器本体及び附属品（元弁・安全弁）
  - ・外観検査（腐食、傷）
  - ・漏洩試験
  - ・記号及び番号確認
- 再検査所：各都道府県の高圧ガス担当部所に届け出たディーラー、整備工場等
- 再検査所での検査成績書の保存期間：**2年3ヶ月**（2014.3.31改正）

【その他注意事項例】

- **用途変更の禁止**（他の用途から自動車用容器への用途変更・自動車用容器から他の用途への用途変更をしてはいけません。）
- **再使用の禁止**（別の車両に乗せ換えて使用してはいけません。）
- **車両を廃棄**した時、**容器再検査に不合格**になった時、容器が**「15年」を経過**した時は容器の**くず化処理**を行います（高圧ガス保安法）。
- **容器再検査有効期限が切れた車両**は、ガスの**充てん不可**（有効期限は様式第3、第4の証票によって確認します。）

以上

5,ホイール･ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２６年４月２５日
自　動　車　局

＜速報＞

ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！

・平成２５年度１９件発生（前年度比４件増／約３割増）、２年連続増加。
・昨年１１月から今年３月の冬期に１３件と多発、うち２件が人身事故。
・２月と３月に７件と集中発生！　積雪地域の発生率が高くなっています！
規定トルクでのホイール・ナット締付け等の適切な車輪の脱着作業が重要です！
併せて、日常点検をはじめとした定期点検の励行が必要です！

今般、平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による**車輪脱落事故の発生状況**がまとまりましたので公表します。（別紙１参照）

当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

＜発生状況＞

大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の件数は、平成１６年度の８７件をピークに減少傾向が続いていましたが、一昨年度（平成２４年度）から増加に転じ、昨年度（平成２５年度）も前年度比４件増（３割増）の１９件と大きく増加しており、特に、昨年１１月以降では１３件、とりわけ２月と３月に７件（うち人身事故２件）と多発し、憂慮すべき状況となっています。

大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故については、一度発生するとその影響は甚大なものとなります。

平成１４年度から平成２５年度までに発生した事故は**３９２件**であり、月別の発生状況を見ると２月に６３件、３月に５５件と、特に**２月と３月の冬から初春の時期に発生が集中**しています。また、地域別（使用の本拠の位置別）の発生状況を見ると、**積雪地域の発生率が高い**傾向が見られます。

２月と３月に発生が多くなる原因の１つとして、例年１０月から１２月にかけて夏用タイヤから冬用タイヤに交換する際にホイール・ボルトとナットの締結不良（締付力不足、誤組、過締等）があり、ボルトの疲労破壊が進行して数ヶ月後に集中的に折損し、車輪の脱落が発生することが考えられます。

そのため、大型車の使用者は、規定トルクでのホイール・ナット締付けを確実に行う等、ホイールの脱着作業を正しく実施することをはじめ、適切な車両管理の徹底をお願いします。また、日常点検をはじめとした定期点検においてホイール・ナットの脱落・緩みやホイール・ボルトの折損等の異常の有無を重点的に点検してください。（詳しい点検整備の実施方法は別紙２をご覧ください。）

※　ホイール・ボルト折損の主な原因は、**①ホイール・ナットの締付力不足**、**②ホイール・ボルト等の誤組**（スチールホイールにアルミホイール用のボルトを使用する等）、**③ホイール・ナットの過締め**と推定されています。

〈問い合わせ先〉
国土交通省 自動車局　整備課　山本、天野
TEL：03-5253-8111（内線:42412,42415）　03-5253-8600（直通）　FAX:03-5253-1639

別紙1

車輪脱落事故発生状況

年度別車輪脱落事故件数

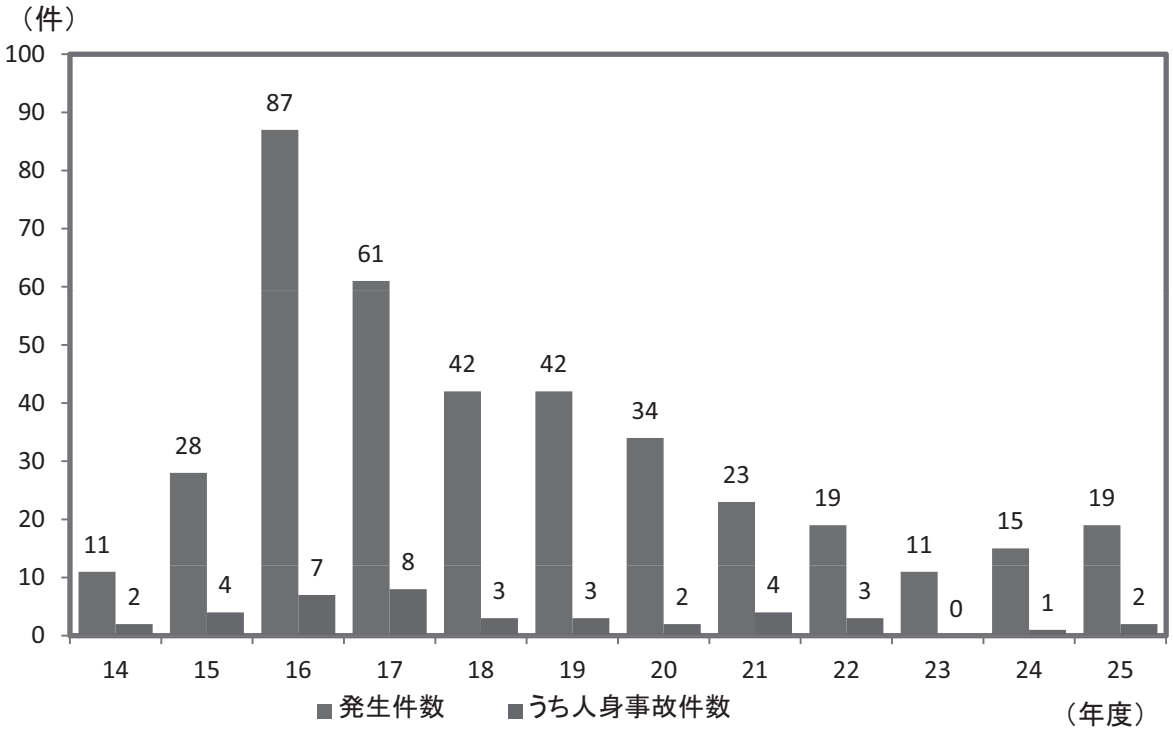

月別車輪脱落事故件数

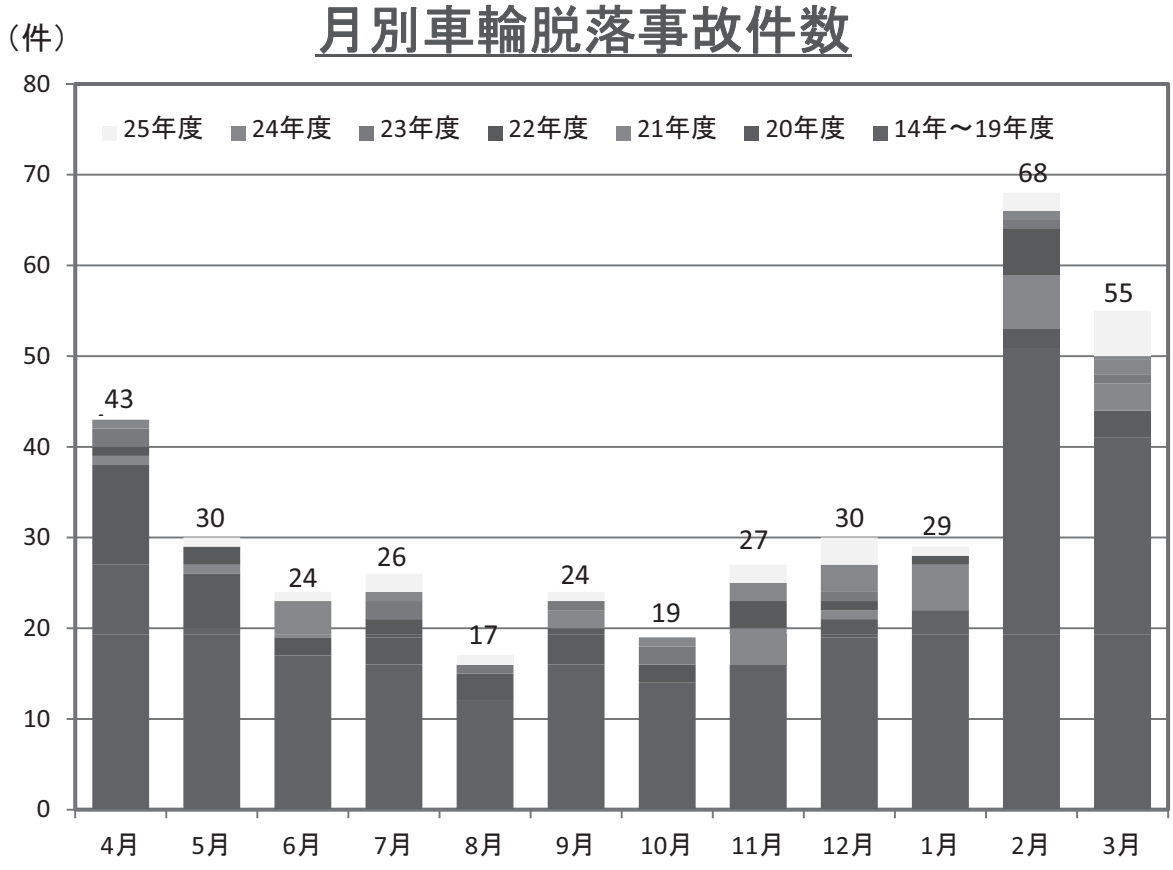

追加された大型車のホイール・ボルト関係の点検内容

大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

日常点検

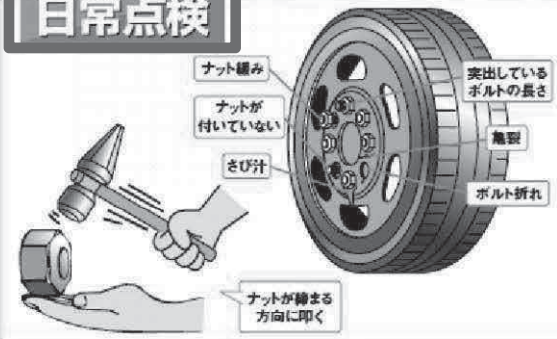

1 目視での点検

- ホイール・ナットの脱落やホイール・ボルトの折損はないか。
- ホイール・ボルトのまわりにさび汁がでた痕跡はないか。
- ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。

2 点検ハンマなどを用いての点検

- ホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩みがないか、ホイール・ナットの下側に指を添えて点検ハンマでホイール・ナットを叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイール・ナットと異なったり、濁った音がしないか。

3月点検

1 JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合

- トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付けます。

2 JIS方式のダブル・タイヤの場合

- ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。

▶ダブル・タイヤの締付点検手順（右側タイヤの場合）

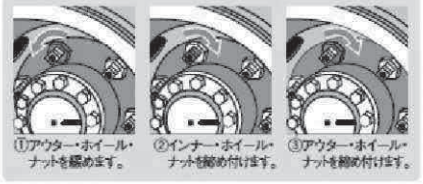

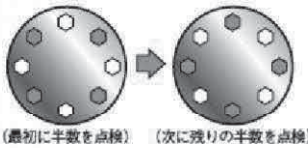

12月点検

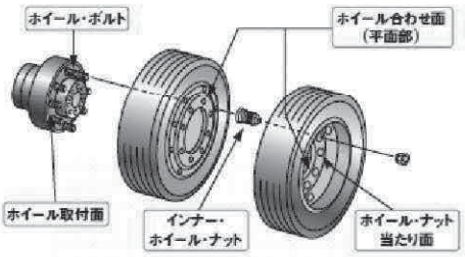

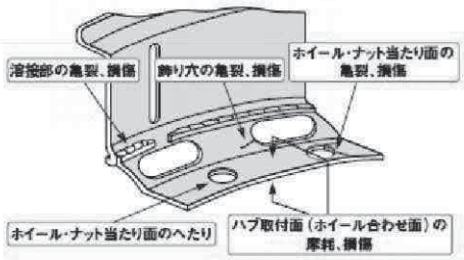

1 ディスク・ホイールを取りはずして行う点検

目視などにより次の点検を行います。

- ホイール・ボルト及びホイール・ナットに亀裂や損傷がないか。
- ホイール・ボルトに伸びはないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットにさびの発生はないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状はないか。
- ディスク・ホイールのボルト穴、飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないか。
- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか。

2 ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検

- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑
  - **JIS方式**：ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を塗布します。
  - **ISO方式**：ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。
- ホイール・ナットの締め付けは、対角線順に2～3回に分けて行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

3 注意事項

- JIS方式のダブル・タイヤの場合は、インナー・ナットについて、［1］ディスク・ホイールを取りはずして行う点検及び［2］ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについてインナー・ナットと同様に点検を行います。
- ディスク・ホイールの取り付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、3月点検に示す方法でホイール・ナットを締め付けます。
- 誤組防止のため、ディスク・ホイールの種類（スチール製、アルミ製）に合ったホイール・ボルト及びホイール・ナットを使用してください。

6,ホイール･ベアリングの点検整備により車両火災を未然防止

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成２６年７月２５日
自　動　車　局

ﾎｲｰﾙ･ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
～平成２５年度におけるﾎｲｰﾙ･ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞの整備不良による車両火災１２件～

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約 1 割（別紙表１参照：平成 22 年度においては、94 件中 10 件）と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。なお、最新の事故データによると、平成 25 年度の整備不良による車両火災事故 98 件のうちホイール・ベアリングに係るものは 12 件で、平成 22 年度と同様全体の約１割を占めています。

●ホイール・ベアリングの点検整備を定期的に行っていないユーザーの方へ

【注意すべき事例】

ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると、車軸の錆によりオイルシールが損傷してグリスに異物（水等）が混入したり、長期間使用による劣化でグリスが流出する等により消耗し、グリス量不足の状態になったりすることによって潤滑不良が発生します。

その結果、ホイール・ベアリングにがた等の異常が発生しても点検整備を実施しないでそのまま走行を続けた場合、車軸や車輪周りに種々の不具合が発生し、車輪脱落、走行不能の原因となります。特に大型トラックやバスにおいては最悪の場合、ホイール・ベアリングが焼付き、車両火災に至る恐れがあります。

【必要な対策】

ホイール・ベアリングの整備不良による事故の防止には、ベアリングのがたの有無、オイルシール周りの錆の有無、走行時の異音の有無の点検等が必要となりますので、定期点検等の機会を捉えて整備工場等で確実に実施しましょう。

特に、大型自動車等で用いられる分割型ベアリングは、定期点検時に適切にグリスの補充や交換等の整備を行う必要がありますので、注意を払って下さい。

※　自動車メーカーでは各部品が正常に機能するため、定期交換部品や消耗品の推奨する交換時期を定めていますので、適切な車両管理の目安として下さい。

＜使用過程車のﾊﾌﾞ・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞから回収したｸﾞﾘｽ＞

異常が見られないﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ

焼付きが発生したﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ

＜焼付きが発生したﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ＞

〈問い合わせ先〉
国土交通省 自動車局 整備課　山本、天野 TEL：03-5253-8111（内線:42412, 42415）03-5253-8600（直通）
交通安全環境研究所　自動車安全研究領域　伊藤　TEL：0422-41-3213

別　紙

ﾎｲｰﾙ・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞの整備不足による車両不具合について

1）背景・目的

- 平成２２年度に自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に基づき、自動車運送事業者等から国土交通省に報告された車両火災や死亡等の事故件数は、5,650 件であった。このうち、車両の故障に起因する事故件数は 2,384 件あり、中でも社会的な影響や反響が大きな車両火災は 94 件であった。この 94 件について故障個所別に見ると、「制動装置不良」26 件、「タイヤ不良」18 件、「原動機不良」11 件、「車輪・車軸不良」10 件、「電気装置不良」10 件であった（表１）。
- ただし、「タイヤ不良」については、ほとんどが日常点検の不備によるものであり、長期使用に伴う対策が特別に求められるようなものではないことがわかっている。また、「制動装置不良」、「原動機不良」及び「電気装置不良」については、既に過去において注意喚起のプレス発表を行っている。

※　平成２３年６月、電気装置の整備ミス（バッテリー等の誤った取り付け）による火災事故について注意喚起。
※　平成２４年３月、事業用バスの電気装置及び制動装置の整備不足による火災事故について注意喚起。
※　平成２４年７月、原動機の整備不足（ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙの劣化）による車両火災について注意喚起。
※　平成２５年１２月、制動装置の整備不足による交通事故について注意喚起。

- 平成２１年度から平成２５年度における自動車事故報告規則に基づき報告された「車輪・車軸不良」に起因すると思われる車両火災の件数は毎年１０件前後で推移している（表２）。
- 平成２２年度の整備前点検調査結果において「フロント・ホイール・ベアリングのがた」に関する要整備率は車齢とともに増加する傾向にある（図１）。一方、定期点検実施率と車齢との関係においては、調査したいずれの車種においても定期点検実施率は車齢とともに低下している（図２）。
- このため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」（別添１）では、ホイール・ベアリングの不具合状態を再現する実験により、ホイール・ベアリングにがたが発生した状態で走行を続けた場合の危険性を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、ユーザーへの注意喚起にかかるポイントをとりまとめた。

2）ホイール・ベアリング整備不良状態での再現実験

- 再現実験により、車軸やベアリングに不具合が発生した場合の危険性について以下のように確認した。（詳細は別添２）
  ①車軸の錆が原因となるオイルシール損傷に伴い、グリスに異物（水等）の混入による潤滑不良

- グリスに水が混入すると潤滑性能が低下し、ベアリングとレース間との金属接触が発生する頻度が増加し、摩擦によるベアリングの温度上昇を確認。この条件で、更に長時間運転が続けばベアリング全体の焼付き、破損に至る可能性が高いものと推測される。

② 点検整備が行われない状態で長期間使用によるオイルシール劣化が主因と考えられるグリス流出またはグリス消耗による潤滑不良

- グリスがなくなると、ベアリングには瞬間的な金属接触が発生して、焼き付き、破損が発生する。

3）ユーザーへの注意喚起に係るポイント

- 上記を踏まえ、以下のとおりユーザーへの提言のポイントをまとめた。

【ユーザーへの注意喚起のポイント】

① 適切な定期点検を実施することにより、オイルシール周りの錆の有無、異音の有無のチェック等が必要となる。

② 分割型ベアリングは、定期点検により適切にグリスの補充や交換等の整備を実施する必要がある。

③ 日常点検や走行時に、ＡＢＳ警告灯の点灯、車軸まわりの異音やガタ、ハンドルの違和感などがみられた場合はホイール・ベアリング関連の異常が発生する前兆現象の可能性がある。これらの前兆現象を放置すると、車軸や車輪周りに種々の不具合が発生し、車輪脱落、走行不能の原因となり、最悪の場合にはホイール・ベアリングが焼き付き、車両火災に至る恐れがある。加えて、ブレーキ失陥等の重大な故障が発生する可能性もあるため、速やかに点検整備の実施が必要である。

表１　車両故障に起因する火災事故件数の状況（平成 22 年度）

車両的要因（整備不良）	件数
制動装置不良	26
タイヤ不良	18
原動機不良（速度抑制装置を除く）	11
車輪・車軸不良	**10**
電気装置不良	10
燃料装置不良	5
緩衝装置	2
動力伝達装置	2
ばい煙等の発散防止装置	1
その他	9
合計	94

表２　車輪・車軸不良に起因する火災事故件数の推移

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	９	１０	１１	８	１２

※表１及び表２は自動車事故報告規則に基づき報告された件数からの統計データ

表３ 代表的なホイール・ベアリングの仕様

装置名	構造分類	整備の要否	主な適用例	構成部品	機　能
走行装置 車軸	分割型	定期的にグリス交換等が必要	大型貨物自動車、バス、中型貨物自動車等	ベアリング（インナー、アウター） 分割型	回転軸受
				ベアリンググリス	潤滑
				オイルシール	防塵、防水
				ハブ及び車軸	回転軸保持
	一体型	グリス交換等は不要	乗用車（軽自動車含む）、小型貨物自動車等	ベアリング（インナー、アウター） 一体型	回転軸受
				ベアリンググリス	潤滑
				オイルシール	防塵、防水
				ハブ及び車軸	回転軸保持

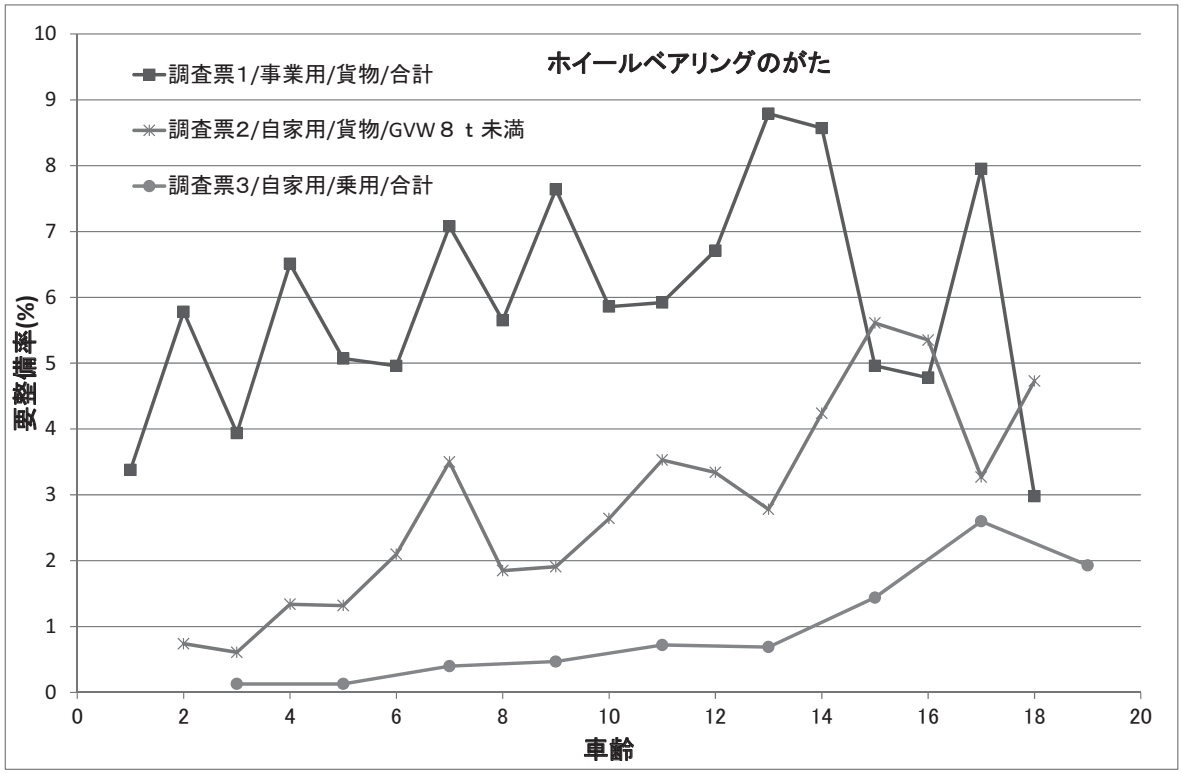

図１　車種別の要整備率（２２年度調査、ホイール・ベアリングのがた）

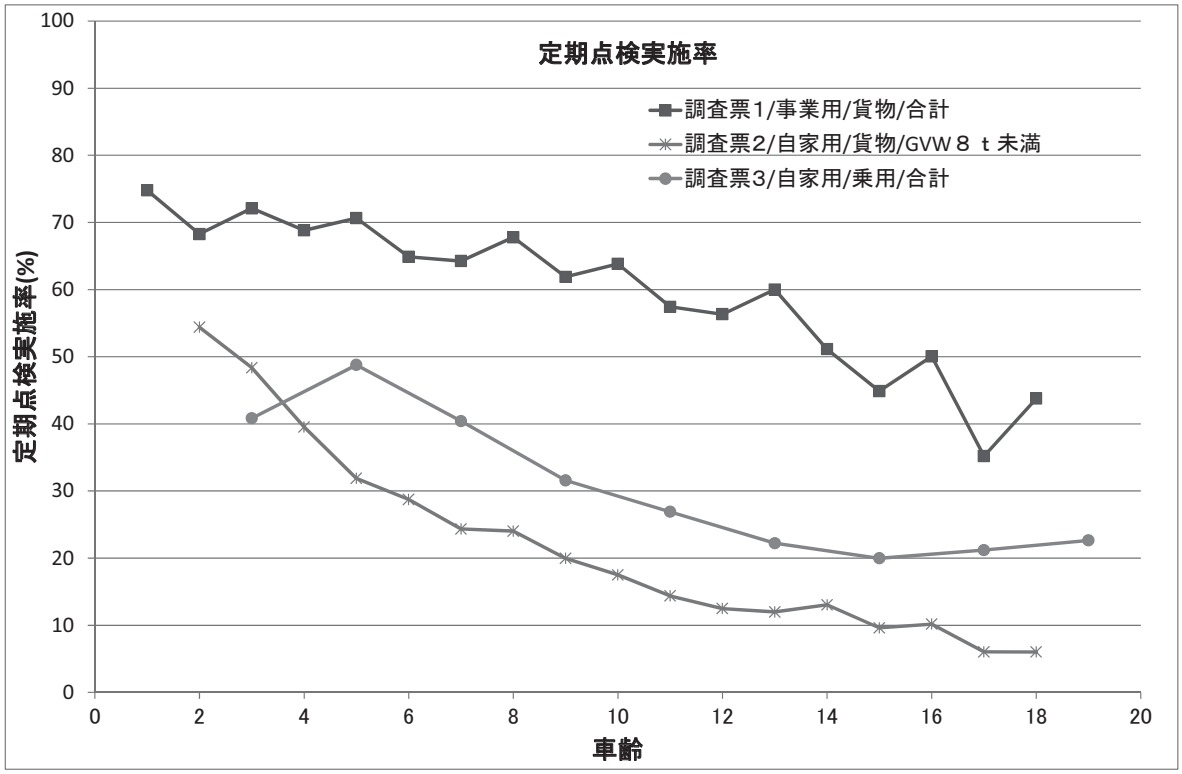

図２　車種別の定期点検実施率（２２年度調査）

※「整備前点検結果についての実態調査」とは

　指定整備工場に継続検査のため入庫した自動車の走行距離、車齢、要整備箇所（制動装置、走行装置等　自動車点検基準の項目）を調査しており、平成２２年度の調査では、全国で約１０万台の自動車（うち自家用乗用車は約５万台）を調査。本調査は、国土交通省が実施している。

※「要整備率」とは

　特定の点検項目について、保安基準に不適合であること又は保安基準に不適合になるおそれがあることが確認された割合。

※「定期点検実施率」とは

　実施すべき中間点検（車検と車検の間に行うこととなっている定期点検）のうち、実施していることが確認された割合。

（参考）「ホイール・ベアリングのがた」の定期点検整備とは

◆　リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。

・タイヤの上下に手をかけて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかを点検します。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなく、ホイール・ベアリングのがたとなります。）

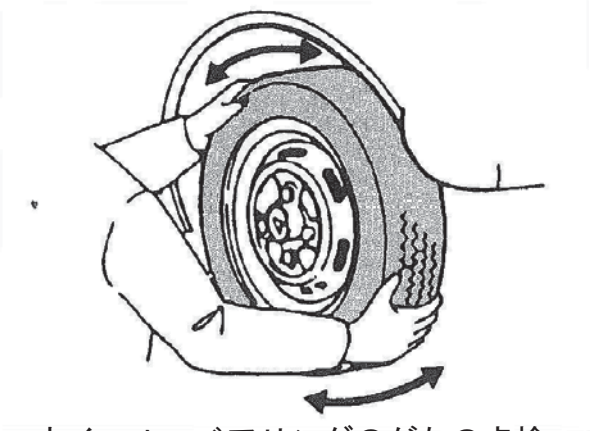

ホイール・ベアリングのがたの点検

① ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検します。

② 必要がある場合には、ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗、損傷及び泥水などの浸入がないかを点検します。

7, ブレーキ･ペダルの点検に関するお願い

中･大型トラック, バス
ブレーキ･ペダルの点検に関するお願い
（ブレーキ･ペダルの戻り不良による「火災」事故防止）

日常（運行前）点検や、定期点検において、ブレーキ・ペダルを点検する際には、次の点に注意して点検します。点検を怠ったり異常を放置したままにしたりすると、ブレーキの戻り不良（引きずり）など思わぬ故障を招き、（火災など）重大な事故を起こす おそれがあります。

※ブレーキ･ペダルの点検は、ブレーキの機能を点検（確認）するために、たいへん重要です。
ブレーキ･ペダルの点検は、「日常点検」、自家用貨物等では「６月点検」、事業用等では「３月点検」に、定められています。

【ブレーキ･ペダル点検時の注意点】

●ブレーキ・ペダルの下部（ブレーキ・ペダルとブレーキ・バルブの連結部）に、**泥、砂など異物の付着がないか**点検します。

水分を含んだ 泥、砂などの異物を放置すると、ペダル摺動部に錆が発生して、ペダルの渋りや引っ掛かりの原因となります。そのままにすると、**ブレーキの戻り不良（引きずり）に至り、ブレーキが加熱して（火災など）重大な事故を起こす おそれがあります。**

ブレーキ･ペダル下部　異物の付着例
（周辺に泥、砂などが堆積）

必ず、泥、砂などの異物を取除き、ブレーキ・ペダルの下部（ブレーキ・ペダルとブレーキ・バルブの連結部）の周辺を清掃します。清掃後、ブレーキ・ペダルに「渋りや引っ掛かりがないか」、また「ペダルの戻りは正常か」、点検します。

異常がある場合には、ブレーキ・ペダル及びブレーキ・バルブを分解して点検・整備を行います。（異常が感じられなくても、長年の異物の堆積による錆などが心配される場合は、分解して点検・整備を行います）

※ブレーキ･バルブ内部のゴム部品等は、定期交換部品です。（交換時期はメンテナンスノート等を参照してください）
また、分解して行う点検･整備の要領は、各社の「点検･整備のマニュアル」等を参照してください。

※エアー･ブレーキ車で、オルガンタイプのブレーキ･ペダル。
特に、降雪地域等 キャビン内に泥や砂、雪などが入りやすい環境で使用される車両、また、長期間ブレーキ･バルブのオーバーホールをしていない（長期使用車等）車両では、注意が必要です。

〔ブレーキ･ペダルの異常を示すサイン〕

故障を起こす前には、必ず予兆（サイン）があります。予兆（サイン）を見逃さずに、点検整備を行ってください。

- **ブレーキ･ペダルの遊びが少ない時や、引っ掛かりがある時**
  ペダルを一杯に踏み込み ゆっくり戻した時に、途中で、ペダルに引っ掛かりがある時や、エアーの排気音が短く、遊びが極端に小さくなった時は、ブレーキ・ペダルの戻り不良が起きていることがあります。
- **ブレーキ･ペダルの遊びが大きい時**
  エアーの排気音が短く、ペダルの遊びが極端に大きくなった時は、ブレーキ・バルブの内部部品に戻り不良が起きていることがあります。
- **ブレーキのエアーの排気音が長い時や短い時**
  エアーの排気音が長くなった時（または短くなった時）は、ブレーキ・バルブの内部部品の故障やペダルの戻り不良が起きていることがあります。

● 普段より加速感や力がなくなったと感じた時や、惰行時にブレーキがかかったように感じる時は、ブレーキの戻り不良（引きずり）の可能性があります。

一般社団法人 日本自動車工業会
いすゞ自動車㈱／日野自動車㈱／三菱ふそうトラック･バス㈱／UDトラックス㈱

8,車体･車枠の腐食によるバス事故が発生してます

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成２６年１２月２日
関　東　運　輸　局

車体・車枠の腐食によるバス事故が発生しています

事業用バスについて、原因が車体・車枠の腐食による、又は腐食によると推定される事故が２件確認されています。バス車両について、同種事故の再発を防ぐため、全車両の主要骨格部分を含めた部品の腐食状況等について、以下【点検事項】による緊急点検の実施をお願いします。

また、ハイヤー・タクシー事業者及びトラック事業者においても、同種事故が発生するおそれがありますので、事業用自動車の保守管理の徹底をお願いします。

○平成２５年１１月、山梨県内の中央自動車道において北陸信越運輸局管内のバス事業者が運行する高速乗合バスが、フロントメンバーが脱落してハンドル操作が不能になり、中央分離帯を乗り越えて対向車線側の路肩ガードレールに衝突して乗客５名が負傷

○平成２６年１０月、兵庫県内の中国自動車道において近畿運輸局管内のバス事業者が運行する高速乗合バスが、部品が剥離してハンドル操作が不能になり、乗用車に接触して乗用車の運転者が負傷

【点検事項】

１．自動車の下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。

２．打音検査等により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、当該部位の補修や防錆措置をするなど適切に対処すること。

腐食して部品が剥離した事例

【問い合わせ先】関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課　古川、川村
電話 045-211-7256（直通）　FAX 045-201-8813
整備課　森谷、福嶋
電話 045-211-7254（直通）　FAX 045-201-8813

9,離島における自動車に車検を受けられる期間の延長について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 26 年 11 月 28 日
自　動　車　局

離島における自動車の車検を受けられる期間の延長について

道路運送車両法施行規則では、自動車の検査について、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間を「一月」と定めています。

他方、離島の中には、島内に運輸支局や自動車検査登録事務所、保安基準適合証等を交付する指定自動車整備事業者が存在しない島もあり、そのような離島においては、継続検査を受けようとする自動車の使用者は、自動車をフェリーで島外に航送することを余儀なくされています。

このような場合には、フェリーの出港日時等の制約があるため、本土等における自動車の使用者に比べて、継続検査を受けるに当たってより長い期間を要することになります。

このため、本土等における自動車の使用者と離島における自動車の使用者の間の公平性を期すために、離島における自動車の使用者にあっては、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」から「二月前」とすることとするため、道路運送車両法施行規則等について、所要の改正を行いました。

この取扱いは、平成２６年９月５日に発表した離島の車検に係る一連の負担軽減策のうちの一つであり、平成２７年４月１日から施行されます。

【改正の概要】

（１）道路運送車両法施行規則の一部改正

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」と規定しているところ、これを離島における自動車にあっては、「二月前」とします。

（２）自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る契約期間の末日がその申込日から起算して、自動車検査証の有効期間に「一月」を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、離島における自動車にあっては、これを「二月」とします。

（連絡先）
[道路運送車両法施行規則関係]
自動車局　整備課　塩田、村井
電話：03-5253-8111（内線 42-426）
03-5253-8589（直通）
FAX　：03-5253-1639
[自動車損害賠償保障法施行規則関係]
自動車局　保障制度参事官室　崎山、木坂
電話：03-5253-8111（内線 41-413）
03-5253-8577（直通）
FAX　：03-5253-1638

10,ご当地ナンバー（第2弾）の導入時期について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 26 年 5 月 16 日
自動車局自動車情報課

ご当地ナンバー（第２弾）の導入時期について

ご当地ナンバー（第２弾）については、以下のとおり新たに１０地域において導入することを決定し、昨年８月２日に発表したところであります。

今般、導入時期について、**平成２６年１１月１７日（月）からとすることを決定いたしました**ので、お知らせいたします。

なお、導入地域においては、新規登録される自動車や移転・変更登録によりナンバーが変更となる自動車について当該ご当地ナンバーが導入されることとなります。また、現在使用中の自動車についても、希望によりご当地ナンバーへの変更も可能となっております。

詳細につきましては、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせ下さい。

【参考】

〇導入決定地域：１０地域

ご当地ナンバー地域名	要望都県名	対象となる市区町村名
盛岡（もりおか）	岩手県	盛岡市（もりおかし）、八幡平市（はちまんたいし）、滝沢市（たきざわし）、紫波郡紫波町（しわぐんしわちょう）・矢巾町（やはばちょう）
平泉（ひらいずみ）		一関市（いちのせきし）、奥州市（おうしゅうし）、胆沢郡金ヶ崎町（いさわぐんかねがさきちょう）、西磐井郡平泉町（にしいわいぐんひらいずみちょう）
郡山（こおりやま）	福島県	郡山市（こおりやまし）
前橋（まえばし）	群馬県	前橋市（まえばしし）、北群馬郡吉岡町（きたぐんまぐんよしおかまち）
川口（かわぐち）	埼玉県	川口市（かわぐちし）
越谷（こしがや）		越谷市（こしがやし）
杉並（すぎなみ）	東京都	杉並区（すぎなみく）
世田谷（せたがや）		世田谷区（せたがやく）
春日井（かすがい）	愛知県	春日井市（かすがいし）
奄美（あまみ）	鹿児島県	奄美市（あまみし）、大島郡大和村（おおしまぐんやまとそん）・宇検村（うけんそん）・瀬戸内町（せとうちちょう）・龍郷町（たつごうちょう）・喜界町（きかいちょう）・徳之島町（とくのしまちょう）・天城町（あまぎちょう）・伊仙町（いせんちょう）・和泊町（わどまりちょう）・知名町（ちなちょう）・与論町（よろんちょう）

【連絡先】自動車局自動車情報課　大橋、清水
代　表　03-5253-8111（内線 41-146）
直　通　03-5253-8587
ＦＡＸ　03-5253-1639

11, 自動車整備士の人材不足対策として運輸支局長等による高等学校への訪問活動について

国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
宮城県政記者会》

平成２６年6月１６日
国土交通省　東北運輸局

自動車整備士の人材不足対策として運輸支局長等による高等学校への訪問活動を開始します

近年、少子化や若者の車離れ等により整備専門学校の生徒数が過去１０年間で半減しています。一方、団塊世代の整備要員の引退等により、整備要員の人材不足が顕著になってきていることから、国土交通省は自動車関係団体で構成する「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と連携して人材確保及び人材育成対策を進めることとしています。

具体的な対策の一環として、運輸支局長等による高等学校訪問を自動車関係団体と連携して実施し、自動車整備士の社会的重要性、社会的貢献度の高さ等をＰＲするとともに、自動車整備の仕事への理解を得ることで、高校生が自動車の仕事に就職する機会の確保を図ることとしています。

高等学校訪問は、６月１８日（水）から７月上旬まで各県１０校、管内で６０校程度を目標に実施する予定としていますので、お知らせします。

東北運輸局マスコット“とうほくろっ犬”

【問い合わせ先】
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課
熊谷、佐々木
ＴＥＬ：０２２（７９１）７５３４
ＦＡＸ：０２２（２９９）８８７２

国土交通省

自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／全国自動車短期大学協会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／日本自動車輸入組合／公益財団法人日本自動車教育振興財団

自動車整備の仕事の紹介

タイヤの整備

下回りの整備

スキャンツールを使用した点検等

ブレーキパッドの点検等

自動車整備業界を目指すには？

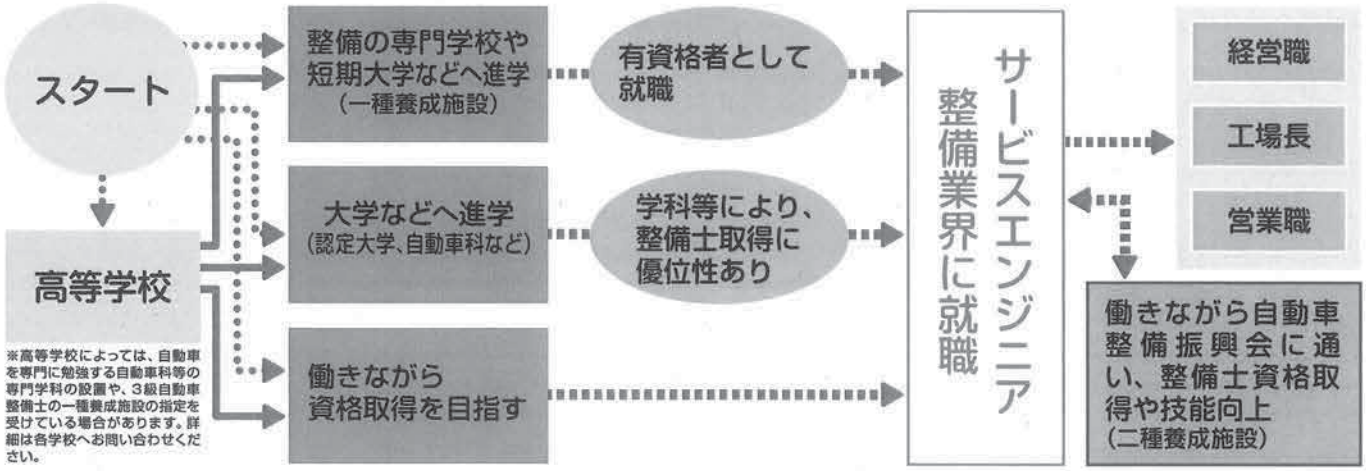

●自動車整備士についてのホームページ【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000011.html

自動車整備士養成施設の一覧は、上記ホームページ内の「自動車整備士養成施設」に掲載されています。
養成施設の情報は、一種養成施設は個々の学校等に、二種養成施設はお近くの自動車整備振興会にお問い合わせください。

●登録試験に関するホームページ【（一社）日本自動車整備振興会連合会】 http://www.jaspa.or.jp/

12, 自動車整備作業中の事故防止について

別添

国自整第１４８号
平成２６年８月５日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車整備作業中の事故防止について

去る平成２６年７月１０日、大阪府の自動車整備工場（認証）において、オイル交換作業終了後にエンジン作動確認のためエンジンをスタートさせるべくイグニッションを操作したところ、トランスミッションのギアが入っていたために車両が動き、車両の下に潜り込んで作業をしていた自動車整備士を轢死させ、イグニッション操作を行った作業従事者が、工場の支柱と車両との間に挟まれ意識不明の重体となる重大な事故が発生しました。

整備工場における作業従事者の安全を確保することは、適切な事業運営に必要不可欠であり、また、今後の整備事業の維持・発展に欠かせない優秀な若手人材を確保していくための前提となる極めて重要な事項であると考えられます。

つきましては、今後整備工場において作業従事者の死亡・重傷事故が発生した場合には、事故の発生状況を把握し、その原因分析を行うことを通じて再発防止策をとりまとめ、傘下会員に周知・徹底するなどにより、自動車整備作業の安全確保に万全を期されるようお願いします。

事　務　連　絡
平成２６年３月２０日

東北運輸局宮城運輸支局
首席陸運技術専門官　殿

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課長

整備作業中における事故防止について（注意喚起）

去る３月１８日、秋田県内の自動車整備工場において、燃料タンクを取り外して行う整備のため、燃料タンクのガソリンを抜き取る作業を行っていたところ、抜き取ったガソリンに引火し車両は全焼、作業中の工員は上半身に火傷を負い、建物を半焼する火災が発生しました。原因については現在調査中でありますが、付近にあったストーブが原因ではないかと推測されるところです。

整備作業中の事故防止については、機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、同種事故の再発防止のため貴支局管内の関係事業者に対し、下記事項について周知徹底方願います。

記

１．燃料系統の整備に関し、以下について注意すること。
(1)　作業前に作業責任者等は作業内容状況からの危険性を注意喚起し、十分な安全対策を講じてから作業に着手させること。
(2)　燃料を抜き取る等の作業をする際には、燃料特性を十分考慮し火気のない場所で行うこと。特にガソリン燃料は気化により発火する特性があることから十分注意を払うこと。
(3)　抜き取った燃料の保管は付近に火気や可燃物等がないか十分注意を払うこと。

２．日頃より整備作業員等に対し、安全作業教育を含むサービス工場内の作業ルールを徹底し、安全意識の高揚を図ること。

以上

13, 自動車分解整備事業の認証を受けられた方へ

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法のほか関係法令に基づいて適切に業務を運営しなければなりません。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車分解整備事業の種類）
第７７条　自動車分解整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。
（１）普通自動車分解整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業）
（２）小型自動車分解整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）
（３）軽自動車分解整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）

（認証）
第７８条　自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
２　自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
３　自動車分解整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。
４　前項の条件は、自動車分解整備事業の認証を受けた者（以下「自動車分解整備事業者」という。）が行う自動車の分解整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、且つ、当該自動車分解整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（申請）
第７９条　自動車分解整備事業の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その役員の氏名
（２）自動車分解整備事業の種類
（３）事業場の所在地
（４）前条第２項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けようとする者にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲
２　前項の申請書には、その申請が次条第１項各号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面を添付しなければならない。
３　地方運輸局長は、自動車分解整備事業の認証を申請した者に対し、前２項に規定するもののほか、その者の登記事項証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

（認証基準）
第８０条　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。
（１）当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
（２）申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
イ　１年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
ロ　第９３条の規定による自動車分解整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第１０３条第２項の公示の日前６０日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）
ハ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ　法人であって、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの
２　前項第１号の規定による基準は、自動車分解整備事業の種類別に自動車の分解整備に必要な最低限度のものでなければならない。

道路運送車両法施行規則
（認証基準）
第５７条　法第８０条第１項第１号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

（１）事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第４（42ページ参照）に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。
（２）屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。
（３）屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
（４）事業場は、別表第５（43ページ参照）に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
（５）事業場には、２人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。
（６）事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも１人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第６２条の２の２第１項第５号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を４で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。

（変更届等）
第８１条　自動車分解整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から３０日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。
（１）氏名又は名称及び住所
（２）法人にあっては、その役員の氏名
（３）事業場の所在地
（４）事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの
２　自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から３０日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

道路運送車両法施行規則
（変更届出事項）
第５８条　法第８１条第１項第４号に規定する事業場の設備は、屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

（相続、合併及び分割）
第８２条　自動車分解整備事業者について相続、合併又は分割（自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が２人以上ある場合において、被相続人の死亡後３０日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。
２　前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から３０日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

（標識）
第８９条　自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。
２　自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

道路運送車両法施行規則
（標識の様式）
第６２条　法第８９条の様式は、第２０号様式による。

（自動車分解整備事業者の義務）
第９０条　自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

（分解整備記録簿）
第９１条　自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
（１）登録自動車にあっては自動車登録番号、第６０条第１項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
（２）分解整備の概要
（３）分解整備を完了した年月日

（４）依頼者の氏名又は名称及び住所
（５）その他国土交通省令で定める事項
２　自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。
３　分解整備記録簿は、その記載の日から２年間保存しなければならない。

道路運送車両法施行規則
（分解整備記録簿の記載事項）
第６２条の２　法第９１条第１項第５号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
（１）分解整備時の総走行距離
（２）第６２条の２の２第１項第５号に規定する整備主任者の氏名
（３）自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

（設備の維持等）
第９１条の２　自動車分解整備事業者は、当該事業場に関し、第８０条第１項第１号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

（遵守事項）
第９１条の３　自動車分解整備事業者は、第８９条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車分解整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則
（自動車分解整備事業者の遵守事項）
第６２条の２の２　法第９１条の３の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
（１）法第４８条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
（２）法第４８条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。
（３）依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
（４）道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
（５）事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも１人に分解整備及び法第９１条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。
　ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。
（６）運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。
（７）エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成１３年法律第６４号）第２条第１項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
（８）他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
２　自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から１５日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
（１）届出者の氏名又は名称及び住所
（２）整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
（３）整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
３　前項の届出書には、同項第３号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

本資料は、法令等の概略について記載しているため、記載以外の事項についても適切に運営すべき内容がありますので、予めご了承ください。

別表第４

事業の種類	分解整備の種類	屋内作業場						車両置場	
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場 間口	車両整備作業場 奥行	部品整備作業場	点検作業場 間口	点検作業場 奥行		
普通自動車分解整備事業	普通自動車（大型） ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	全ての装置 原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	１３ｍ以上	3.5m以上	11m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	１２ｍ以上		
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上		
	大型特殊／ 普通自動車（中型） ・最大積載量２t超 又は ・乗車定員１１人以上のうち、上欄に掲げるもの以外のもの	全ての装置 原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	１０ｍ以上	3.5m以上	8m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	９.５ｍ以上		
	普通自動車（小型） ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特種用途に供するもののうち、上二欄に掲げるもの以外のもの	全ての装置 原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上		
		連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	７.５ｍ以上		
小型自動車分解整備事業	普通自動車（乗用）のうち、上三欄に掲げるもの以外のもの 四輪の小型自動車 三輪の小型自動車	全ての装置 原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上		
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	６.５ｍ以上		
	二輪の小型自動車	全ての装置 原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置 連結装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	３.５ｍ以上	2m以上	2.5m以上
軽自動車分解整備事業	軽自動車	全ての装置 原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	４.４ｍ以上		
		連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	４.７ｍ以上		

別表第５

作業機械等＼対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	備考
作業機械	（１）プレス	○	○	○	○	○	○	○	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあっては、(1)、(3)、(4)に掲げるものを除く。
	（２）エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	
	（３）チェーン・ブロック	○						○	
	（４）ジャッキ	○	○	○	○	○	○		
	（５）バイス	○	○	○	○	○	○	○	
	（６）充電器	○							
作業計器	（１）ノギス	○	○	○	○	○	○	○	
	（２）トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	
点検計器及び点検装置	（１）サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	１．普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあっては、(10)から(13)までに掲げるものを除く。 ２．小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあっては、(10)から(12)までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあっては、(10)から(12)、(14)、(15)に掲げるものを除く。 ３．ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあっては、(6)、(16)、(17)に掲げるものを、軽油を燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあっては、(7)に掲げるものを除く。
	（２）比重計	○							
	（３）コンプレッション・ゲージ	○							
	（４）ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○			
	（５）エンジン・タコ・テスタ	○	○		○				
	（６）タイミング・ライト	○							
	（７）ノズル・テスタ	○							
	（８）シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	
	（９）ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
	(10) トーイン・ゲージ			○	○		○		
	(11) キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○		
	(12) ターニング・ラジアス・ゲージ			○	○		○		
	(13) タイヤ・ゲージ			○					
	(14) 亀裂点検装置	○	○	○	○	○	○	○	
	(15) 検車装置	○	○	○	○	○	○		
	(16) 一酸化炭素測定器	○							
	(17) 炭化水素測定器	○							
工具	（１）ホィール・プーラ			○		○			小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあっては、(1)、(2)に掲げるものを除く。
	（２）ベアリング・レース・プーラ		○	○		○			
	（３）グリース・ガン	○	○	○	○	○	○	○	
	（４）部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	

○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示します。

14,自動車検査証の有効期限及び定期点検の間隔に関する整理

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3カ月（別表3）	3カ月（別表4）	6カ月（別表5）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	2以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					2年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽				●		2年	←	
		二輪					●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
		三輪	○					2年	1年	
	二輪	小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車			○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	大特	車両総重量8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車		○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車（定員11名以上を除く）
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽				●		3年	2年	
		三輪			○			2年	←	
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車					●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○ 8t以上		○ 8t未満			2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
	大特	車両総重量8トン以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満			○			2年	←	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
	検査対象外軽自動車				○			無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注）1．点検整備記録簿の保存期間は　●印：2年　○印：1年

新車

対象自動車			定期点検の間隔及び検査証の有効期間
事業用自動車	旅客自動車		③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③
	貨物自動車	車両総重量 8t以上	③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③
		車両総重量 8t未満	③ ③ ③ ⑫ ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③
	軽自動車		⑫ ㉔検 ⑫
	二輪車		⑫ ⑫検 ⑫
自家用自動車	乗車定員11名以上		③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車 軽自動車	⑫ ⑫ ㉔検
	貨物自動車	車両総重量 8t以上	③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③
		車両総重量 8t未満	⑥ ⑫ ⑥ ⑫検 ⑥ ⑫検 ⑥
		軽自動車	⑫ ㉔検 ⑫
	二輪車（250cc超）		⑫ ⑫ ㉔検
レンタカー	乗用車		⑥ ⑫ ⑥ ⑫検 ⑥ ⑫検 ⑥
	貨物、乗合 車両総重量 8t未満）		③ ③ ③ ⑫ ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③ ③ ⑫検 ③ ③
二輪車（250cc未満）			⑫ ㉔ ⑫

③ ⑥ ⑫ ㉔ ： 3ヶ月点検　6ヶ月点検　12ヶ月点検　24ヶ月点検
検 ： 車検

検査標章の表示について

国土交通省自動車局

国土交通省では、道路運送車両法に基づき自動車検査証の有効期間が切れた車検切れ自動車や自賠責保険・共済の有効期間切れ車をなくすことを目的として、様々な対策を講じているところです。

この対策の一部として設置した無車検車通報の窓口に、検査標章を表示していないものや検査標章の表示箇所が適切でない（前面ガラス上部の着色部分に貼り付けられ自動車検査証の有効期間が確認できない等）車があるとの情報が多々寄せられております。

適切に検査標章を表示しないで運行すると道路運送車両法違反となり処罰の対象となりますので、以下の点にご留意下さい。

１．保安基準適合標章を交付した自動車であって、検査標章の貼り付けを使用者に委ねる場合は、確実、かつ、適切な位置に貼り付ける必要があることについて、周知・要請すること。

※検査標章は、自動車検査証の有効期間が満了する時期を示すもので、自動車の前面ガラスの内側に前方から見やすいように貼り付けて表示するよう定められている。

２．前面ガラスに検査標章を貼り付ける位置に留意すること。

（１）車室内後写鏡を有する自動車はその前方の前面ガラスの上部（下図A）。
その他の自動車は運転者席から最も遠い前面ガラスの上部（下図B）。

（２）前面ガラスの上部が着色され、外側より検査標章の文字を識別することができない場合は、検査標章の文字の識別が可能となる位置（下図C）。

（３）（１）若しくは（２）による検査標章の表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合（車載カメラの視野を遮る場合を含む。）は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって、検査標章の文字の識別が可能となる位置。

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

第66条　自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

第109条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

八　第66条第1項（第71条の2第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、自動車検査証若しくは限定自動車検査証を備え付けず、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者

（参考）

検査標章の貼付位置に関する注意事項

近年、車線逸脱警報装置及び衝突被害軽減制動装置等が装備された自動車において、車室内後写鏡周辺に当該装置を作動させるためのセンサやカメラ（以下、「センサ等」という。）が装着されていることがあり、センサ等の認識範囲に検査標章を貼付した場合、当該装置が正しく作動しないおそれがあります。

このため、検査標章を貼り付ける際は、車室内後写鏡周辺に当該センサ等が装着されているかを確認し、装着されている場合は、車両の取扱説明書や整備マニュアル等に記載されている注意事項を遵守し貼付するようお願います。

なお、貼付場所が不明な場合は、お買い求めの販売会社又は各自動車メーカーのお客様相談窓口等へ問い合わせ下さい。

【スバルレガシィの場合】

【不適切な貼付事例】

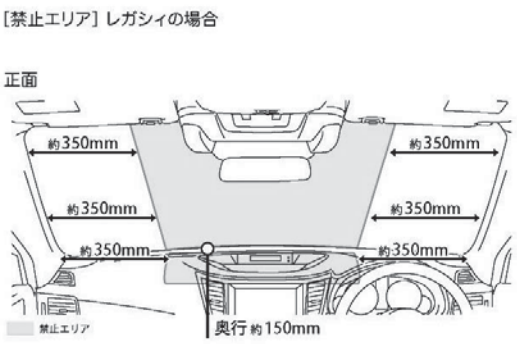

【取扱説明書の記載事項】

自動車検査業務等実施要領（抄）

３－９－１　前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

（１）　車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラス上部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

（２）　（１）に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

（３）　（１）若しくは（２）による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって検査標章の文字の識別が可能となる位置

東北運輸局宮城運輸支局

16,自動車検査の申請等における押印の取扱いについて

別表の検査の申請等については、平成１０年１月１日より、申請書に氏名を記載して押印する代わりに、署名※でもよいこととなりますので、申請書に記入する際には、以下の例により、楷書体等でていねいに氏名を記載して下さい。

※ 署名は、申請者（使用者）本人が直筆でフルネームを記載して下さい。

申請者が個人の場合の例

○ （申請人） 運輸太郎 （運輸） ……（ワープロ等＋印鑑）→従来どおり

○ （申請人） 運輸太郎 ……（直筆）

○ （申請人） 運輸太郎 運輸太郎 ……（ワープロ等＋直筆）
（氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合）

× （申請人） 運輸太郎 ……（ワープロ等）

× （申請人） 運輸太郎 （運輸） ……（ワープロ等＋サイン）

申請者が法人等の場合の例

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 （運輸株式会社 代表者印） ……（名称・代表者の役職・氏名＋代表者印）→従来どおり

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 ……（名称・代表者の役職＋代表者直筆の氏名）

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 運輸太郎 ……（名称・代表者の役職・氏名＋代表者直筆の氏名）
（氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合）

× （申請人） 運輸株式会社 （運輸株式会社 代表者印） ……（名称＋代表者印）

（代表者の氏名の記載の仕方は、個人の場合と同様です。）

◆◆なお、新規登録、移転登録などは、従来通り実印が必要です。◆◆

平成２５年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
１ 宮城	平成２５年４月	自動車分解整備事業の停止 ２０日間	①整備主任者がいない。 ②分解整備記録簿の虚偽記載。 ③対象自動車以外の分解整備を実施。 ④従業員数が基準を満たしていない。
２ 宮城	平成２５年５月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①点検整備記録簿の概要に虚偽記載をした。 ②使用者に点検整備記録簿（分解整備記録簿）を交付しなかった。 ③料金表示を行っていなかった。 ④依頼者に概算見積書を交付しなかった。
３ 福島	平成２５年５月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①不正改造の実施。 ②依頼者に概算見積書を交付しなかった。
４ 宮城	平成25年10月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。 ②整備主任者の分解整備等に関する統括管理不足。 ③依頼者に概算見積書を交付しなかった。

平成２６年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
	事案無し		

18, 検査関係Q&A

検　査　整　備　関　係　Q　&　A（東北検査部）

Q1.

車検証の車両総重量が ５ｔ以上のキャブオーバを自動車運転免許の絡みで車両総重量５ｔ未満にしたい。最大積載量の減トンによる構造等変更検査は可能か。

A1.

最大積載量は標準車の最大積載量を超えない範囲で積載できる物品の積載量のうち最大のものではなくてはなりません。よって単に積載量を減らしての減トンは出来ません。

なお、小さいタイヤを履いての減トンは、当該車両に設定がなければ認められませんので、注意願います。

Q2.

車検整備で入庫した乗用車の運転者席及び助手席ヘッドレストの後ろ側にモニターが埋め込まれており、当該車両のディーラーに確認したがディーラーオプションに設定されていなく社外品であった。基準は如何に。

A2.

型式指定車等にヘッドレストモニター内蔵仕様の設定があれば、基準に適合することになり問題は無いが、設定が無ければ、「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合することの確認（試験成績書等）が必要となります。

Q3.

継続検査を受検したところ、「貼付することが出来る期間を経過した定期点検整備済ステッカーが前面ガラスに貼付されている」として再検査になった。基準等は如何に。

A3.

前面ガラスには保安基準の規定により、車検ステッカーや保安基準で定める貼付することが出来るもの以外は貼付することが出来ません。

同貼付することが出来るものの中に、「国土交通大臣が指定したもの」があり、「整備振興会の定期点検整備済ステッカー」がこれに該当します。

同ステッカーの指定条件として貼付することが出来る期間を定めているので、同期間を経過した場合は保安基準不適合となります。詳しくはステッカーの「注意事項」を確認願います。

Q４.

マーカーランプが不点灯だったので、電球を抜いて配線を切ったのに、不適合と判断されたのだが、何が問題だったのですか。

Ａ４.

審査事務規程２－４⑧において、不点灯状態にある灯火は当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないものは、不適切な補修等に該当し、保安基準に適合しないものとされています。今回、配線については切っただけで残っておりますので不適切な補修等に該当することになります。

《参考》2-4　不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

① 灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの

② 各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの

③ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

④ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

⑤ 排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの

⑥ 走行装置の回転部分付近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの

⑦ 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、すべての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

⑧ 不点灯状態にある灯火（光源を取付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火、速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取外されていないもの

⑨ 番号灯の一部が点灯しないもの

⑩ 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、

スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同一の方法で取付けられたものを除く。）

⑪　操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたものを除く。）に記入されているもの及び表示された内容が容易に消えるもの

⑫　タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

Q5.

乗用自動車を貨物自動車として使用したいが、何に気をつけたらよいか。

A5.

主に注意するべき点は以下のとおりであります。

①制動装置について

初度登録平成１１年６月以前の登録車は、制動装置の性能要件に関しては貨物は簡素であるため、車検場のテスターにおいて制動力等の確認となります。

初度登録が平成１１年７月以降になると、貨物の制動装置の性能要件に関し確認（試験成績書、制動装置が貨物と同等と分かる資料等）が必要になります。

②ベース車について

審査事務規程２－２４の規定が平成２６年１０月１日から始まったことにより、基本的に車体の形状がステーションワゴン以外は貨物に出来なくなりました。

③貨物荷台の要件について

審査事務規程２－２４の規定により、座席を外さなければ、荷台スペースにならないことになりましたので、注意願います。（手荷物等の積載箇所「ラゲッジスペース」は荷台スペースとは判断しません。）

したがって当該型式内に５人乗りしか設定が無く、定員を変更することなく貨物にすることは出来ません。

④貨物の構造要件について

「自動車の用途等の区分について」に定める貨物自動車の要件を満足する場合は使用者の希望有無に関係なく貨物車として判断します。

同「自動車の用途等の区分について」において、「乗用自動車とは、貨物自動車及び特種用途自動車以外のもの」と定めているので、「特種用途自動車の構造要件」を満足せず、「貨物自動車の構造要件」も満足しない乗車定員１０人以下の自動車は「乗用自動車」となります。

したがって、座席を外して荷台スペースを確保した上で、形状の判断をすることになります。

《参考》２－２４　貨物自動車の審査（抜粋）

（2）乗用自動車等として型式認証等を受けた自動車の乗車人員の携帯品の積載個所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添2「並行輸入自動車審査要領」5-1-6（2）を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾付近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取り外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取り外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載個所については物品積載設備とするものとする。

Q6.

平成６年式の小型のキャブオーバに幌枠をボルトで固定して高さが２．０ｍを超えるので、普通貨物自動車とするためにリアバンパー及びサイドバンパーを取付け構造等変更検査を受検したが、サイドバンパー取付部が基準不適合といわれた。上縁の取付高さ６００mm、車輪との間隔４００mm以下に取付けたが、何故でしょうか。

A6.

サイドバンパーは、サイドバンパー表面が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、取付部がサイドバンパー表面より１５０mm以上内側になるように取り付けなければなりません。以下に参考例をあげますので、取付部についてご確認下さい。

（参考例）

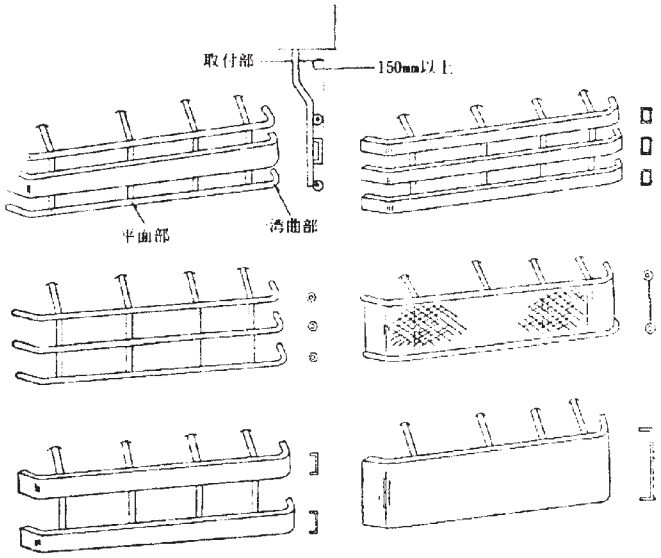

Q7.

平成２３年１０月登録の車両総重量７ｔ超えのキャブオーバに以下の図Ａのとおりの大型後部反射器を備えていたが、性能要件を満たしていないと基準不適合になった。何故でしょうか。

図Ａ

・１辺１３０mm以上
・赤色蛍光部：面積合計 400ｃｍ^{2}以上、黄色反射部：面積合計 800ｃｍ^{2}以上
・夜間後方１５０mから走行用前照灯で照射した場合反射光を確認できること
・昼間後方１５０mから蛍光を確認できること

A7.

平成２３年９月１日より大型後部反射器の基準が変わっております。
図Ａのような黄色反射部の回りを赤色の反射部又は蛍光部が囲むものは被けん引自動車に備えるものとなり、被けん引自動車以外は以下図Ｂを備えることになります。

図Ｂ（トラック、トラクタ用大型後部反射器）

・１辺１３０mm以上（幅１３０mm以上１５０mm以下）の長方形で長さの合計が１１３０mm以上２３００mm以下
・反射部又は蛍光部の幅１００±２．５mm
・黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と 45±5° の角度をなす山形縞模様
・夜間後方１５０mから走行用前照灯で照射した場合、反射光を確認できること
・昼間後方１５０mから赤色部が確認できること

参考までにトレーラに備えるものは、図Ｃのとおりです。

図Ｃ

・１辺１３０mm以上（幅１３０mm以上１５０mm以下）の長方形で長さの合計が１１３０mm以上２３００mm以下
・黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅４０±１mm
・夜間後方１５０mから走行用前照灯で照射した場合、反射光を確認できること
・昼間後方１５０mから赤色部が確認できること

Q8.

自動車検査場のマルチコースで受検したいのですが、各コースに通れる車両の制限はあるのですか。

A8.

各コースの入場制限については、以下の図を参考願います。各コース軸重は２ｔまでですので、車検証の軸重が１．９ｔを超えている車両はご遠慮下さい。

マルチコース入場制限一覧表

	3コース	2コース	1コース
幅	2.0m	2.0m	2.0m
高さ	3.2m	3.2m	3.2m
一軸	2t 軸重	2t 軸重	2t 軸重
ホイールベース	1.8~3.2 W・B	2.0~3.2 W・B	2.0~3.2 W・B
入場可能車種	スマート ドミンゴ iQ		

19, 自動車検査法人からのお願いとお知らせ

検査場５コース機器更新工事に伴う コース閉鎖に関するご協力のお願いについて

日頃より自動車審査業務に対し、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。

平成２６年１０月１日から平成２７年２月まで、検査場５コースの検査機器の更新工事に伴い、当該５コースを閉鎖致します。

つきましては、コース閉鎖期間中、大型車両の検査は４コースのみとなり、大型車両の検査の方は、今までより時間がかかる場合がございますのでご理解願います。

検査場をご利用される皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

１０月	１１月	１２ 月	１月	２ 月
５コース機器ピット工事 →			機器据付 →	

※　期間中、４コースは混雑が予想されますので、軸重１９００ｋｇ以下、ホイルベース３．２ｍ以下、全幅２．０ｍ以下の車両は、１～３コース（マルチコース）での受検をお勧め致します。

平成２６年９月１０日

自動車検査独立行政法人東北検査部
東北運輸局宮城運輸支局検査・整備・保安部門

受検者の皆様へお願い

日頃より、検査時の事故防止に対し、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。

検査法人では、全国で発生した事故事例※に基づき、下記対策を行なっております。

受検者の皆様よりなお一層のご協力をお願いします。

記

1．検査場入口での検査の際は下図の各位置で待機願います。
2．車台番号・エンジン型式確認時は、ボンネット支持棒を使い、エンジンは停止願います。
3．排気ガス測定時は、車の後ろに立たないよう願います。

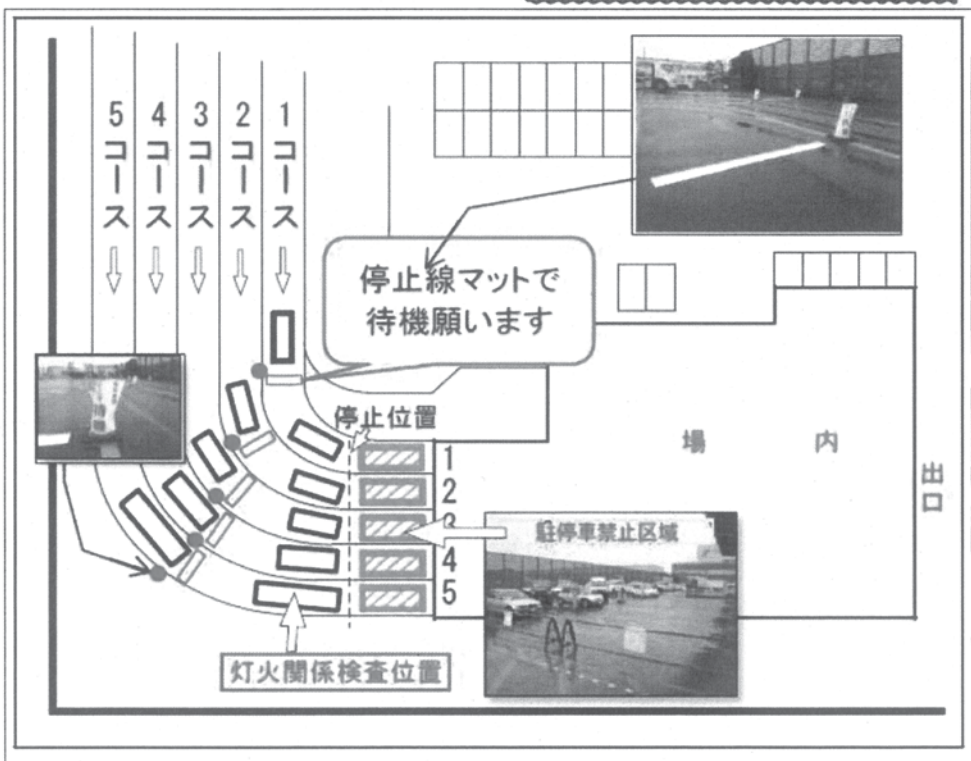

※全国の事故事例

平成２６年１２月　自動車検査独立行政法人東北検査部